

【質問】 4月からマイナンバーカードを保険証として利用すると窓口で支払う金額が減ると聞きました。これについて教えてください。

(43歳、会社員)

マイナ保険証

【回答】 4月1日から保険医療機関・保険薬局にはオンライン資格確認の導入が原則、義務付けられ、一部を除く医療機関でマイナンバーカードを用いた保険証の資格確認が行えるようになります。

これに伴い診療報酬の改定が行われます。マイナンバーカードを保険証として利用した場合の診療報酬点数は、初診時2点、再診時0点、調剤薬局の利用は6カ月ごとに1点。これに対し、従来の保険



の利用には、ほかに▽高額医療費免除の際に限度額証明書提示が

利用で窓口負担金が微減

過誤請求不正使用の防止にも

証を利用すると初診時6点、再診時(月1度)2点、調剤薬局利用は6カ月ごとに4点の診療報酬が加算されます。診療報酬は1点10円なので、マイナンバーカードを利用した方がわずかですが窓口負担金が減ります。

不要▽転職・結婚・引越しなどの際に保険証切り替え手続きが不要▽医療機関側が、ほかの医療機関が患者に出した薬剤や特定健診情報を見ることが可能▽政府が運営するサイト「マイナポータル」で自分の薬、健診、医療費情報を確認可能▽確定

た顔認証付きカードリーダーの前に立ち、カードを機械にかざすだけ。眼鏡やマスクをしていても本人を認識します。後は画面の指示に従い、各種の同意事項の確認を行うだけです。顔認証がうまくいけば暗証番号の入力は不要です。また、医

申告時に医療費控除のための領収書が不要などの利点があります。なによりも、過誤請求や保険証の不正使用が防止できることが一番の利点です。窓口での資格確認のやり方は難しくありません。受付に設置され

療機関にカードを預ける必要ありません。マイナンバーカードを保険証として利用するには、健康保険証利用の申し込みが必要です。申し込みは原則1回だけで済みます。通常はカードを申請する時点で申し込みが行われ利用可能な状態となりますが、申請時に申し込み忘れていても、医療機関や薬局の窓口に設置してある顔認証付きカードリーダーで簡単に申し込みますので心配ありません。申し込みはスマートフォンやパソコン、セブン銀行の現金自動預払機(ATM)などでも可能です。医療機関を受診する際はマイナンバーカードを持っていくように心がけてください。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。